

小島町・年代記からみた幕末維新の天理

ー地震・コレラ・戦争・洪水ー

幡鎌一弘（天理大学）

おしながき

- ①小島村（東田家旧蔵史料）からみる大和の農村
- ②年代記を読む　幕末維新の天理周辺の様子を知る

はじめに

2023 年 3 月　小島町東田家より史料の寄贈　／整理報告

「小島町東田家旧蔵文書」について

（『天理市文化財調査年報令和 6（2024 年度）』天理市教育委員会、2026 年）

東田家　　小島村庄屋を経験

小島町　　現在天理市内で最も人口が少ない町　　8 世帯 15 人
（多い町　　櫛本町 4515 人、柳本町 3575 人）

1 史料の状況と概況

1110 点　箱 1 ～9 に整理　　家・村の文書

家文書　布留社年預補任　年代記

村文書　年貢　水害　戸籍　触留　検地帳　宗門改帳

2 小島村

天理市の西端

大和盆地の低湿地域　大和川・布留川が合流　　洪水被害

村高　80.96 石　（文禄検地帳写）

18 世紀後半に石高が増える　86.96 石　（落地藪高 4.318 石　堀埋藪 1.54 石）

人口　10 軒 46 人　　（嘉永 6 年「宗旨御改帳」）

浄土宗称念寺（庵治村）1 軒、同宗浄国寺（勾田村）5 軒、融通念仏宗平野本山が 2 軒、
浄土真宗浄教寺（南都三条町）2 軒。

3 領主・山口氏

信濃国出身

知行 3000 石　　丹波国で郡代、伏見定番

陣屋は平等坊　　明治 4 年取り払い

直房の時、寛文 2 年に弟直友へ 500 石分ける（小路・杉本）　→宝暦 4 年、断絶

以後 2500 石

慶応 3 年 9 月　小島・備前・杉本は幕領へ

4 年貢徴収

納入する年貢高の〆を書かない

飢饉の年

備前・上田家が在地代官 他の家については未検討

綿の毛見 上中下皆無に分ける

表1 小島村の年貢高・代官

和暦	西暦	村高 (石)	永荒	免	年貢高 (石)			
万治2	1659	80.96	12.73	0.6600	45.03180	能勢庄兵衛 加藤左大夫		2-109-2
万治3	1660	80.96	12.73	0.6400	43.66720	能勢友右衛門 加藤左太夫		2-109-5
延宝3	1675	80.96		0.3630	29.38848	村田清左衛門 山口友右衛門		2-109-14
延宝4	1676	80.96		0.1800	14.55480	田中惣兵衛 村田清左衛門		2-109-4
元禄4	1691	80.96		0.5000	40.48000	小河平兵衛		2-109-6
元禄5	1692	80.96		0.4975	40.27760	小河平兵衛		2-109-7
元禄6	1693	80.96		0.3600	29.14560	小河平兵衛		2-109-8
元禄7	1694	80.96		0.5050	40.88480	小河平兵衛		2-109-9
元禄12	1699	80.96		0.5180	41.93728	小河平兵衛		2-109-10
元禄13	1700	80.96		0.5350	43.31360	小河平兵衛		2-109-3
元禄14	1701	80.96		0.3750	30.36000	小河平兵衛		2-109-11
元禄15	1702	80.96		0.5100	41.28960	上田六兵衛 小河平兵衛		2-109-12
元禄16	1703	80.96		0.5275	42.70640	上田六兵衛 小河平兵衛		2-109-13
寛保元	1741	80.96			32.81950	上田安右衛門		2-103-8
享和3	1803	86.818			47.22970	上田重左衛門 菊岡治郎右衛門	口米、拝借米返済あり	2-105-30
文化元	1804	86.818		0.3980	33.92380	上田重左衛門 菊岡治郎右衛門	口米、拝借米返済あり	2-105-33
文化3	1806	86.818			52.02110	上田重左衛門 菊岡治郎右衛門	口米、延石利米、 拝借米含む	2-105-25
文化4	1807	86.818		0.4480	38.41550	上田重左衛門 菊岡治郎右衛門	口米、返納米あり	2-105-27
文化6	1809	86.818		【0.535】	43.09653	上田重左衛門	引米あり	2-105-26
文化9	1812	86.818			46.40763	上田重左衛門 木口久右衛門	年貢高に記載漏れ あるか	2-105-29
文化13	1816	86.818		【0.535】	48.44163	上田重左衛門 木口久右衛門	拝借米返済あり	2-105-2
文政2	1819	86.818		【0.535】	48.44763	上田重左衛門 木口久右衛門	拝借米返済あり	2-105-1
天保8	1837	86.818		【0.535】	42.41012	上杉徳三郎 安波甚七 広田儀平	引米あり	2-105-13
天保11	1840	86.818		【0.535】	42.84137	広田儀左衛門 上杉徳三郎	引米、拝借米返済あり	2-105-19
天保13	1842	86.818		【0.535】	41.21486	広田儀左衛門 上杉徳三郎	引米あり	2-105-11
天保14	1843	86.818		【0.535】	44.82907	広田儀左衛門 上杉徳三郎	引米あり	2-105-16
弘化2	1845	86.818		【0.535】	41.46645	広田儀左衛門 上杉徳三郎	引米あり	2-105-18
弘化3	1846	86.818		【0.535】	41.96294	広田儀左衛門 上杉徳三郎	引米あり	2-105-17
嘉永5	1852	86.818		【0.535】	22.82010	広田儀太夫 上杉徳三郎	引米あり	2-105-20、 23
嘉永6	1853	86.818		【0.535】	26.98250	広田儀太夫 上杉徳三郎	引米あり	2-105-22
安政2	1855	86.818		【0.535】	41.77976	広田儀左衛門 上杉徳三郎	引米あり	2-105-9
安政3	1856	86.818		【0.535】	37.91183	広田儀左衛門 上杉徳三郎	引米あり	2-105-10
安政4	1857	86.818		【0.535】	43.60656	広田儀左衛門 上杉徳三郎	引米あり	2-105-8
安政5	1858	86.818		【0.535】	35.47397	広田儀左衛門 上杉徳三郎	引米あり	2-105-7
安政6	1858	86.818		【0.535】	36.29643	広田儀左衛門	引米、拝借米返済あり	2-105-21
万延元	1860	86.818		【0.535】	36.85083	広田儀左衛門 上杉徳右衛門	引米あり	2-105-6
文久元	1861	86.818		【0.535】	40.12667	広田儀左衛門 広田儀平 上杉徳右衛門 上田喜久右衛門	引米あり	2-105-5
文久2	1862	86.818		【0.535】	41.92027	広田儀左衛門 広田儀平 上田喜久右衛門	引米あり	2-105-3、4
慶応3	1867	80.818			43.54803	石原清一郎	夫銀は別	2-109-19
慶応4	1868	86.818			43.24830	石清一郎	口米・夫銀など別	2-105-31
明治2	1869	86.818			17.96730	奈良県御役所	口米・夫永は別	2-109-20
明治3	1870	86.818			23.28900	奈良県租税御役所	口米・夫銀など別	2-109-15

注 網掛けの部分は史料に記されておらず、村高と免をもとに幡鎌が計算した数字。【 】は定免の免高、実際にはここから引高を除いたのが年貢高である。

表2 山口勘兵衛領の村々

村名	石高（石）	備考
鉾立（新庄）村	562.34	
木殿	390.87	
平等坊	294.20	
杉本	395.18	227.301 石は後幕領となる
小島	80.96	
阿波（合場村）	374.65	
備前村（相給）	299.04	
上総村（相給）	75.00	
小路村	277.34	幕末に幕府領
岩室村（相給）	250.45	
計	3000.03	

出典：「大和国著聞記」（『奈良史料叢書 7 庁中漫録 17～21』）

表3 山口家歴代（『寛政重修諸家譜』等）

直友	天正 13 徳川家康に仕える。文禄 4 年近習。薩摩島津家とかかわりが深く、関ヶ原合戦後島津家の戦後処理に関わり、大和国山辺郡に 3000 石を与えられ、丹波郡代を兼任。山口勘兵衛組として 34 騎を付され大和国 5000 石をあわせて支配する。元和 8.9.27 没。
真堅	元和 8.9 遺領を継ぐ、寛文 2.2.19 没
直房	寛文 2.12.9、遺領を継ぎ、その際弟直友へ 500 石を分つ。寛文 9.6.10 没
直之	寛文 9.7.10 遺領を継ぐ。元禄 9.4.11～宝永 3.9.25 下田奉行。正徳元.5.13 没。
直意	正徳元.7.23 遺領を継ぐ。延享 3 年陸奥国・松前巡見。宝暦 6.8.23 没。
直良	宝暦 6.11.4 遺領を継ぐ。文化 3.4.11 没
直温	文化 8.11 使番、文政 8.6.17 使番を辞す。
直養	天保 13.2.14 駿府地震修覆御用。安政 5.9 没
直毅	安政 5.2.20 学問所教授方出役、安政 5.12.6 家督相続。文久 3.5.1 神奈川奉行、慶応元年 4.28 外国奉行。慶応 4.2.8 会計総裁、慶応 4 年 4 月御役御免。

表4 「辰年（享保 9）御免定下札之事」の内訳

		高（石）	免	年貢高（石）
村高		80.960		
検見分	綿上毛	6.584	0.30	1.9752
	綿中毛	3.700	0.20	0.7400
	綿下毛	2.918	0.10	0.2918
	綿皆無	1.810	0.00	0.0000
	川表水押皆無	9.321	0.00	0.0000
	稲中毛	1.188	0.20	0.2376
	稲下毛	3.540	0.10	0.3540
	稲皆無	1.600	0.00	0.0000
	年貢高	30.661		3.5986
定免分		50.299	0.58 余	29.2209
年貢総計				32.8195

	内容	石高（石）
年貢高		32.81950
支払	卯辰先納利息	1.96295
	御蔵払	5.00000
	御蔵払	5.00000
	御蔵払	10.00000
	御蔵払	5.00000
	御蔵屋敷	0.09000
	御役料庄屋給	1.60000
計		28.65295
差引		4.16655
口米		0.98458

年代記

①嘉永七年 地震

嘉永七甲寅年

当六月十三日方大地震より初メ、夫方十四日夜る八ツ時比誠ニ前代未聞之大地震ニ而、翌十五日朝五ツ時比又候大ゆりニ而、家蔵建物塀坏不残ゆり倒し、十六日之暮迄大小八十度ゆり候、其時隣家西方家倒し、此方之家ニもたれ候ゆへ、其所東方へますぐこけ候ゆへ大工ニおこさせ候、建物少々づゝゆがみ、不残相おこし候、閏七月廿九日、今ニ時々ゆり有之候、末代迄古記残し置之

当寅年大地震覚

当夏六月方大地震ゆり出し、夫方段々かく相成り候得者、今に至て時々ゆり候得ども、止事不得候処、当十一月四日朝四ツ時又々大地震ゆり初、翌五日之暮方又々大地震ゆり出し、大小及不知程ゆり、皆々小家掛り之住居仕り、地震之荒々誠ニ筆に不盡、先いつ迄ゆるとも限り無御座候、右五日之暮方大地震ゆり、夫方程なく跡へ未申之方ニ而何共しれぬ程天に鳴ニ而ひゞき、実におそろしき事ニ御座候ハ、跡方咄し有之候処、大坂紀州四国東国諸国海辺つなみニ而人損し多く有之由、古来稀成事ニて候、又夫方段々大風吹出し、殊之外おそろしき事中ニ地震まいり、大風吹家坏倒れ候、右之大地震ニ付江戸御屋敷殊之外大荒之様子書面到来致し、夫方御用金被仰附、高石ニ付貳拾目掛り上金致し候

②安政二年 布留社雨乞

安政貳年卯八月十八日

当夏雨乞願満ニ付中躍りニ御座候

一、大鼓打 喜代助

一、かんこ壱かう 同人

右かんこ早馬ニ御座候処嘉幡村方かんこニ相成候

一、大鼓打 弥三郎

一、かんこ壱ツ 同人

同断

一、かんこ壱ツ 安二郎

一、弊手 太兵へ

一、警固 同人

一、警固 同人

一、弊手 弥重郎

一、警固 同人

一、弊手 定八

一、かんこ壱ツ 同人

一、弊手 清吉

一、同断 善助

右当年中躍り御座候ニ付、かんこ早馬も御座候処、嘉幡村儉約御上様方被仰附候由被申越、早馬之儀かんこニ相候、當時之儀、拾五人之内、早馬三人、かんこ貳ツ、大鼓打壱人、鉦かき壱人、幣手五人、警固貳人、大鼓持人足嘉幡村へ致し候、右之踊り参会之砌り八月廿一日と日限定置候処、宮本方南都御番所御届申候処、廿一日ハ御差支有之由申、同十八日と定候、願満稽古仕居候処、十八日方朝早々方雨降出し、翌十九日も同大雨ニ付まんじもすニて候処、宮本方使ヲ以、翌廿日ハたとへ雨天勝ニ而雨ふり候共登社被下度由申候得者、其積りニ罷居り候処、同廿日朝早々方殊之外大風雨ニ而誠ニ胡乱之儀ニ御座候得とも、宮本へ合羽ヲ着し或ハみの着なからニ而願満じ致し候、右古今稀成事ニ御座候間、書記し置之

一寸記し置ハ、躍りニ付嘉幡村へ八月十七日衣裳揃へニ庵治村・小島村打そろふて被下候由、嘉幡村へより差図有之候間、躍り子・役人共一同罷越候処、庵治村と嘉幡村と幣手そやしニ付何か行違之喧嘩出来候処、小島村ニハ差構無之候得とも、一所ニ立会候故、当村役人方取暖中直り致し度候ニ付、情ニ尽し候得とも、中々庵治之役人勿論嘉幡村之役人衆も躍り一条ニ付候而之口論ニ御座候得者、双方強丈計ニ而中々済寄致し無候処、十七日方十八日・同十九日夜ニ相済申候

仲人噺

庄屋喜代助

年寄弥三郎

躍りニ付衣裳こぼう之儀ハ嘉幡村方壱村打寄り躍り、嘉幡村ニ而酒肴こんにやく・いもの肴在之相出し候、夫方庵治村庄屋ニ而握り飯相出候、夫方小島村へ被来候処、酒肴計こんにやく・いものさいと相出し候、是も古記書写し候

嘉幡村宮躍り

同郷蔵ニ而躍り

同惣寺ニ而躍り

庵治村役人衆一同札場躍り

当村宮躍り

③安政五年 彗星（ドナティ彗星）・コレラ

安政五年八月十七日比方夜明方東丑寅の方珍敷後光長くさす星顕れ候処、又西戌亥之方へ暮方方彼星現候、誠ニ不思議成星様、此後光丑寅之方傾キ段々南へ寄り被成候、此後光も段々おき、只今ハ南へ傾ク候得ども、先人^{さき}やまり丑寅之方へ傾く様ニ相見へ、只今西少々南へ廻り、毎夜宵ニ出る也

又当年ハ三日ころり杯と申て厄病^やはやり、江戸・大坂杯ハ死人多し、段々大はやり、中々大和ニハ町場死る人多し、京都ニハ死る人少し噂也、又在方も多く死し候也、此度之病わ大国方狐船ニ言艘上り来り、此狐海川へどくを流し候杯と申至て混雜也、然ルニ江戸方御老中様方御薬方書廻り、或ハ海之肴杯喰候得者肴毒と相成り死る人位参らる也、只今喰ふ人まれ也

当年九月六日、氏神様御頼悪病のがれさせ被下様与垢離取村中致し、心経五百卷上ケ三日之間毎夜垢離取致し、記し置候、また此度病ニハしやうちう至てのめハよろしく噂也

安政五年十二月十一日、寺ニ石地藏尊様建立仕候処、村方一統寄進ニ而百貳拾五匁余相掛り候処、拙者寄進札三拾目余寄進仕候

当年八月十七日宵方此へんニ相見へ候星様九月廿日頃

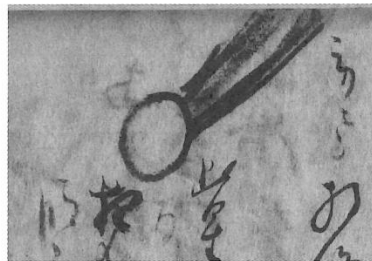


写真1 安政五年の「星」

十月迄出相成、段々薄キ相成り、少し南之方ニ而相終り候、（星ノ絵アリ）此星様名何共名付人なく此星様なく相成候ハ、悪病も段々薄キ相成り候

④安政六年 コレラ

安政六未七月前へ方当年も別而疫病流行いたし、世界之人多ク死し、村々ニ而明神様ヲ頼ミ、垢離取ハ勿論心経ヲ読ミ尚又まじない色々といたし候ニ付、当村ハ

一人も病無御座候、未七月廿三日

安政六未七月廿五日、当年疫病流行ニ付、明神様評として村々太鼓ヲたゝき、鉦ヲたゝき、鳴物ニ而夜分ニ相成り候得者、賑々敷事ニ御座候、夫方是迄なき処御興ヲ拵へ様々之事ニ候得共、当村ハ小在所之事故、鳴物など明神様へ心経ヲ唱寺ニ而珠数くりいたし、毎夜懈怠なき処、八月十二日夜大雨ニ而、さつぱりと無詣相止ミ候、夫方病氣^{（た）}

安政六未八月十二日屋後方雨降り、翌十三日朝方迄頻ニ大雨降続、殊之外大洪水ニ而、別而初瀬川筋出水夥敷候ニ付、大川堤ハ不申ニ及、請こみ堤共水一同惣越ニ相成り、立毛ハ不申ニ及居宅迄水押ニ相成り、古今稀成大凶作ニ御座候ニ付、記置候、当年切処字明後、大崩所同初瀬川坂口床切共、右式ケ所普請、字明後ハ御上様へ御願、郷人足杭木等被下候

⑤文久元年 彗星（デバット彗星）

文久元西五月廿四日方北戌亥之方へ珍ら敷（星ノ絵アリ）此星様顕れ出被成候処、此後光始ハ辰巳之方へさし、後ニハ段々薄く相成り、何星様与名附る者無之候処、此星様七月上旬比迄相見へ候、凡日数四十日余薄く相見候



写真2 文久元年の「星」

（文久元年）右当夏四十日余之旱魃ニ付、少し日痛有之候得共、先豊作ニ御座候、然レ共稲草之事善悪有之、当年早稲之分ハ八月以来方雨降続キ大イニ稲穂はへ候ニ付、式石ハ斗位之出来、中稲・晩稲之分三石三斗、四斗位出来候、当秋ハ聊雨降り候

⑥文久三年 攘夷・天誅組

文久三年

亥五月下旬比江戶御屋鋪が被仰出候ニハ、外国打取之様子か當時節柄ニ付、御知行所郷九ヶ村へ剣術稽古三拾八人斗被仰附、甚迷惑仕候得ども、御殿様之御奉公之事故、稽古具下拙方ハ上田氏様之古具譲り被下、銀札六拾目出し候、此稽古ハ之儀ハ新庄・喜殿・上総・杉本・平等坊迄北五ヶ村ハ広田氏様へてるとき稽古ニ参り候、岩室方合場・小島・備前共南四ヶ村ハ上田氏様ニ手ほどき稽古ニ参り候、其上御陣屋ニ而、北之稽古へ者南郷与御重役御上覧之上立会有之候

文久三亥八月十八日夜、当国南五條村御代官所天朝組与杯与申、京都中山家浪士相交十津川郷味方ニ相つけ、御代官■首打取、家来共首七人打取焼込、其上土佐の家中へ鍵ヲかせ鎧兜ヲかせ尚又米ヲかせ与申、左なくハ首打取城責落候様子ニ而、京都へ御窺被成候処、夫々大名之内ニも郡山様ヲ始与して、小泉様・柳本・芝村尚又藤堂様・近州彦根様御加勢被仰附候由、御大名方混雑口筆ニも難書盡、去八月廿六日ニ、天朝組浪人方が土佐之家中へ米請取ニ参り候由ニ而、高取様が一番手之御先手仰参之軍勢ニ而大筒小鉄炮ニ而大戦、先勝負ハ高取様へ勝利ニ而、敵之首七ツ程相取被成候同日郡山一番手之軍勢三千人、百姓人足とも鎧兜ニ而

立派の出陣、西街道へ拝見ニ参り候、同日藤堂和泉守様丹波市上かい道式千人斗御出陣被為在候、翌廿八日近州彦根様三千人斗軍勢ニ而、何れの御大名方武具・馬具共之駄荷夥敷事ニ御座候、鎧兜之着ごみニ而御通り被成候ハ、郡山様・小泉様与斗、彦根様ハ他国之事故旅装束ニ而、南八木辺方具足御召し被成候

亥九月八日、当御地頭様へ庄屋一同被召出候処、江戸御屋敷方御殿様之軍勢人足ニ百性拾人斗郷中へ掛り、去ル正月ニ郷中より三人掛り候処、此人足ハ殿様方公儀へ御差出候人足ニ御座候、合場村惣五郎与申人足去ル六月比三ヶ年季之内病氣与申御隙ヲ願ひ候由ニ而、御領分追放ニ相成候、実ニおそろしき年ニ御座候、尚又南下市村不残一昨夜ニ焼亡、去ル南ふき村与申在所もやけ、此節郡山様之陣屋近辺焼け与云、且ハ彦根さまの陣屋近辺やけた与云、いろくとりくの咄し、人三人よれハ此咄し斗二候

⑦慶応二年 打ちこわし

慶応貳寅五月十四日

大坂米穀高直付、米屋こぼち夥敷数万人集り大騒動ニ而、堂島米相場立不申程之事ニ御座候、乍併夫々諸国米屋こぼち大変、和州ハ南都ニ而米屋こぼち大変、郡山・丹波市・南川づら一鉢米屋こぼち大はやり之内、おもハ数多之類ハ徒党人ニ相見へ、古今稀成世間大騒動之事ゆへ、此郷中も御上様方御召出し之上重たる百姓が七百目を下ニ而大坂相場が三十目下ケニ而安米新米出来ル迄売遣し約定ニ相成り、当村之儀ハ安米出来方左之通り(略)

⑧慶応三年 ええじやないか

慶応三卯九月上旬方国々ニ而珍ら敷大神宮さまの御被様天降り、尚又諸神諸菩薩迄天降り候ニ付中々賑々敷、十月上旬方山城初与して大和迄押移り、お影踊り与申、村々ニ而衣裳着飾り御被様杯天降り候ハ、一家内方祝与して行器且ハ酒樽ニ而送り、鏡餅杯も送り、夫ニ付鳴物者不及申ニ、躍りニ而賑々敷古今稀成事ニ古記残者也

当年ハお祓様ニ付躍り斗ニ而、秋ハ遅々極月迄秋片付不申、大坂・京・大津・奈良市中杯者別而賑々敷事ニ御座候

御被天降りニ付、井戸堂村重右衛門殿江行器老荷遣し候

御被天降りニ付、稗田村江茂行器老荷遣し候

右同断、合場村徳次郎さまへ御下りニ付、村方酒五

升、下拙壺分ニ而酒式升遣し候

此方も当月朔日明神様江天降り被成候付、村方一統方御供餅備へ、御酒・蜜柑杯備へ、合場村方白米壺斗被下候而、若中賑々敷事ニ候、其翌朝自分方江天降り候付、又祝之処者素方隣村合場村与申合之通り、何方へ天降り候共、明神様ニ而御供餅付致し村一同談合ニ相成候ニ付、自分方之明神様ニ而御供餅丈ケ備へ、村方一同方御酒献し賑々敷致し候、翌三日ハ村中火不焼ニ而酒飯ニ而当方ニ而賑々敷呼入候、右ニ付井戸堂方行器老荷被下候、稗田方先之通り被下候、合場村徳次郎様・同山中氏様方右両家方御神酒与して五升樽ニ而被下候、此ため与して蜜柑・餅ハ何与も不及申ニ、拾匁ヅ、之菓子壺式包ヅ、遣し候

⑨慶応四年 鳥羽・伏見の戦い
(略)

大將分者大坂南江さして逃落先行衛知不申、麾下之者共大和国江さして落武者数多之事ゆへ、京都方勅命ヲ以賊徒之族追捕被仰付、所々方々ニ而御張被成候ニ付、大和国ニ而も拔道案内ニ而銀もふけ致し候者多分ニ御座候、先関東方伏見鳥羽之大合戦ニ而士卒之数不知、西国之勢も死人多し、大和国方伊賀・伊勢迄之出張之中ニ而被切打殺士もあり、此度之合戦ニ者数多人■ニ而数不知、正月九日方大坂城焼出し、翌十日之朝五ツ時比ニ大坂城硝石蔵火入焼候時、其響実ニおそろしき事古今稀なり

④慶応四年 洪水

慶応四辰年五月十二日朝方大雨降続、九ツ時方内領ハ水甚多く候処へ、初瀬川出水夥敷候得者、請堤不及申ニ大川堤とも精々ふぜぎ候得者、漸暮方ニ水重畳仕思外ニ候ハ、水減り候ニ付安心致し居候処へ、翌十三日朝方方頻ニ大雨降続以之外ノ大洪水ニ而朝早々方村方男たるもの耆人も不殘堤守護し候処へ、四ツ時比方請堤一同惣越ニ相成り無心元堤ニふせぎ居候処へ、九ツ時比ニ吉田村領初瀬川・布留川落合猶又辰巳之方方備前村之切抜場所とも出水三ヶ所之一大事之堤式三十間切所出来、夫方水嵩増り請堤一尺余も一同上越ニ相成り、こハ叶ハじと村方一同居宅へ帰り居宅片付居候処へ、追々水増し候、自分義者庄屋之事故請堤ニ而跡方退キ候ハ、居宅へ戻り候ハ、居宅ハ庭迄水差込、則合場村源太郎・喜三郎右両人共居宅片付、尚又畳まで上ケ精々道具廻りまで片付蔵之床迄水上り候ハ、迷惑と存し、夫方合場村源太郎・喜三郎・同村善三郎格

別之働、尚又同村弥三郎・彦五郎との共又者下男兄猶蔵と申もの共一同ニ手伝働被下候ニ付、蔵之俵物床の上方一尺余も台ニ而へり上ケ候得共、先其日ハ家入床方五寸下迄水漬り十三日之暮方方少々水減り候得者、十四日早朝ニ者門迄水引候処、尚又十三日夜半方十四日之朝方迄頻ニ降雨、四ツ時迄恐しく大雨降続候へ者、又々居宅へ水相入り込当惑仕居候処、十四日之朝方迄知レ不申候処、八之坪八田領・小島村領境与り半町余東の方ニて拾間斗切所出来有之ヲ相見候へ共、村方談し合候処、今以彼切所防ぎ度候得共、中々請堤于今大深越ニ御座候得者、込も切所小村ニ而防キ行届不申候ニ付差扣居候ハ、追々水嵩増り、十四日之九

ツ時ニ相成り候得者、昨十三日与り五寸余深ク漬り、村方ハ不申及、家内一同当惑ニ罷居候付、十四日八ツ時過ニ水重畳候、自分宅ニ而家入床へ上り候処方追々水へり、十四日之暮方より追々水減り、十五日之朝方ニハ漸く庭の水無くなり門丈水御座候■、然ルニ今度洪水ニ者前代未聞之洪水之事故迷惑を察し被下、合場村方十四日四ツ時ニ小島村一同江水見舞与して白米壹斗五升程握飯被下、自分宅ニ而村方一同家别人別之割合ヲ以遣し候得者、村方一同大悦ニ存居候、然ルニ自分義之見舞与して合場村弥三郎殿方握飯三升程被下、井戸堂村出屋敷方本家重右衛門殿より握飯壹斗程、尚又新宅長平殿より握飯五升程与持參被下候処歟、中々十四日之七ツ過ニ者自分宅東の方高札場の東者水之瀬早く候ニ付、宮寺迄送り給り候得共、見舞者寺ニ而預り置被帰候、乍併見舞者此方ニ合場村善三郎十三日より頼ミ其夜泊被下同十四日続ニ雇ひ候処、尚又合場善兵衛共寺迄見舞取ニ被參候得共、込も十四日之通行難相成候ニ付、十五日之朝井戸堂村御見舞宮寺方持帰候、合場村源蔵伴善三郎殿方十四日之朝早々あたゝか之お飯進上与申三升鍋ニ而見舞被下、漬物共被下十二日暮方十五日之九ツ時迄竈ニ而者火焼事不可、実ニ困り候間記し置者也